

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
(株) 竹中土木	東京都江東区新砂 1-1-1	

2. 措置期間 令和 8 年 9 月 2 4 日～令和 8 年 1 0 月 2 3 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

(株) 竹中土木が施工の近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述したとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで同社社員が羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 5 項第 1 号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第 2 (不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) その業務に関し法令に違反したとき。 (2) 略 (3) 略	 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

問 合 せ 先

土浦市総務部契約検査課契約検査係
土浦市大和町 9 番 1 号
電話 0 2 9 - 8 2 6 - 1 1 1 1 （内線） 2 2 2 6、2 2 2 7